

青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要

1 改正の背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）に基づき、特にバリアフリー化が必要な道路、公園施設及び信号機等を各管理者が新設、改築する際は、各主務省令が定める設置基準を参酌して定めた条例（本県においては青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例（平成 24 年青森県条例第 73 号）。以下「条例」という。）の基準に適合させなければならないこととされています。

法改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）により、道路管理者がバリアフリー化のための設置基準に適合させるべき施設として、新たに旅客特定車両停留施設（※）が加えられるとともに、道路に関する主務省令である移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号。以下「省令」という。）も改正（令和 3 年 3 月 30 日改正、令和 3 年 4 月 1 日施行）され、旅客特定車両停留施設に関する設置基準が追加されたところです。

※旅客特定車両停留施設とは、交通の混雑緩和を図る目的のため、バス、タクシーなどの旅客用車両を同時に 2 台以上を停留させる施設で、道路に接して道路管理者が設けるものです。令和 2 年 5 月の道路法改正により、新たに道路の附属物に加えられたものです。

2 改正の内容

法及び省令の改正に伴う必要な改正を行うものですが、省令を参酌して新たに条例で定めることとなる旅客特定車両停留施設の設置基準については、これまでの他の基準と同様に、省令の規定をそのまま準用することとします。

3 施行期日

法及び省令改正の施行日が令和 3 年 4 月 1 日であり、速やかな条例改正が求められることから、直近の 6 月定例会に上程するとともに、公布の日から直ちに施行することとします。

4 新旧対照表

青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例の一部改正案

改正案	現 行
<p>第一条 (略)</p> <p>(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)</p> <p>第二条 法第十条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な特定道路である県道及び県道の旅客特定車両停留施設の道路の構造に関する条例で定める基準は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>(平成十八年国土交通省令第百十六号) 第三条から<u>第四十八条</u>まで及び附則第二項から第六項までに定めるところによるものとする。</p> <p>第三条～第五条 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)</p> <p>第二条 法第十条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な特定道路である県道の道路の構造に関する条例で定める基準は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u>(平成十八年国土交通省令第百十六号) 第三条から<u>第三十七条</u>まで及び附則第二項から第六項までに定めるところによるものとする。</p> <p>第三条～第五条 (略)</p>